

茨木市 公園施設長寿命化計画（その３）

２０２４年３月

大阪府茨木市建設部公園緑地課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 1 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり公園面積
123 箇所	面積 103.58ha	3.63 m ² /人

2. 計画期間 [2024 年度～2033 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
101	15	4	2	—	—	—	—	—	—	—	1	123

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と「茨木市が管理している、その他の公園・緑地」の中から設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
707	213	499	711	65	10	216

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
2398	—	1	4820

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理は、市担当職員による日常点検と専門業者による定期点検の結果をもとに対応している。予算上の理由により速やかに対応できない施設については、撤去もしくは使用禁止措置をとり、事故防止に努めている。

③選定理由

茨木市の管理する老朽化が進む公園施設に対し、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減という観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を実施することにより、既存ストックの長寿命化を図るとともに計画的な修繕や更新または改築を行うことを目的とした公園施設の長寿命化計画を策定するため、今後、計画的な維持・保全を行う予防保全型管理へ移行を目指す都市公園を選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023 年 8 月に実施した。

1. 一般施設、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

2. 各種設備、遊具

法令等で点検が必要な施設について、法令点検を実施した結果を参照した。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a.一般施設（203）	51	146	4	2	
b.遊具（711）	15	444	230	22	
c.土木構造物（9）	4	5	0	0	
d.建築物（51）	5	46	0	0	
e.各種設備（0）	0	0	0	0	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

	健全度判定			備考
	高	中	低	
a.一般施設（203）	4	2	197	
b.遊具（711）	73	179	459	
c.土木構造物（9）	0	0	9	
d.建築物（51）	0	0	51	
e.各種設備（0）	0	0	0	

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、状況に応じ、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で今後の対応方針を検討する。

a. 一般施設等、b. 土木構造物等、c. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、状況に応じ、利用禁止の措置を行う。施設の補修、もしくは更新等を位置づけを行い、対処する。

d. 遊具、e. その他設備等

- ・ 定期点検や法で定める法定点検を健全度調査として活用し、施設の劣化や損傷を把握した場合、状況に応じ、利用禁止の措置を行うなど利用者の安全確保に努める。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型する施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後／予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・遊具、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物については、ライフサイクルコストの算定結果に関わらず予防保全とする。

a. 一般施設、b. 土木構造物、c. 建築物

- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

d. 遊具、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

2. 事後保全型に類型する施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期など

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	3,657,423 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,687,872 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	969,551 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	365,742 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は342,940千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。